

令和8年

第5回教育委員会会議

議案第7号

秋田県教育委員会

# 教職員の働き方改革推進計画（計画期間：令和8～11年度）

教育委員会会議用(3/23)  
※朱書き：素案からの主な変更箇所

## ◆ 計画改訂の趣旨・計画の構成

- \*給特法(R7.6月改正)第8条第1項、第2項に基づき、同法第7条の指針に即し、計画改訂。
- \*サービスを監督する県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標や取組等のほか、市町村教育委員会や市町村立学校に対する取組を記載。

R6年度 現状値	県立 高等学校	県立 特別支援学校	県立 中学校	市町村立 小学校	市町村立 中学校
1か月80時間を超える教員の割合	12.9%	0.0%	5.7%	1.4%	10.5%
1か月の平均時間外在校等時間	42.3h	21.2h	41.3h	31.8h	45.9h

**目的** 教員が心身共に健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して生き活きと子どもたちに向き合うことができるよう、「働きやすさ」と「働きがい」を両立させた魅力ある職場環境を実現し、学校教育の質の向上と教員の担い手確保を目指します。

## ◆ 県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標・取組等（業務量管理・健康確保措置実施計画）

県立学校教員の働き方改革推進の目標（※目標の達成状況は毎年度校種別に公表）

1か月の時間外在校等時間 **80時間超の教員ゼロ** / 1年間における**1か月時間外在校等時間 平均30時間程度** / 年次休暇**14日以上取得 100%**

### \*具体的な取組(★:重点取組)

#### I 学校内での働き方改革推進の支援

- ①学校に対する伴走支援体制の構築★
- ②適切な勤務時間の設定・管理等★
- ③教育課程や授業時数、日課表等の見直し及び学校行事の精選・統合★
- ④会議や送付文書等の精選
- ⑤デジタル技術を活用した校務効率化
- ⑥学校長の組織マネジメントに対する助言・指導等
- ⑦学校徴収金の公会計化等の検討

#### II 教員と学校をサポートする体制整備

- ①コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の活用★
- ②専門人材や外部人材の活用
- ③部活動を支える体制構築と人材確保
- ④保護者や地域住民等に対する働きかけ★
- ⑤関係機関等との連携

#### III 教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備

- ①長時間勤務となっている教員への働きかけ★
- ②年次有給休暇等の取得促進★
- ③柔軟な働き方の実践事例の共有★
- ④休憩時間や勤務間インターバルの確保★
- ⑤ノー残業デーの設定
- ⑥長期休業中の学校閉庁日の設定
- ⑦健康診断やストレスチェック実施、相談窓口設置等
- ⑧ハラスメントの防止
- ⑨産育休取得に伴って配置される教職員等の配置充実

\*県立学校教職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際の対応

→長時間労働に起因すると疑われる心身の不調の発生の速やかな把握、調査、再発防止策の実施

## ◆ 市町村教育委員会や市町村立学校に対する取組

- ①業務量管理・健康確保措置の実施に係る支援
- ②部活動を支える体制構築と人材確保
- ③専門人材や外部人材の活用
- ④デジタル技術を活用した校務効率化
- ⑤会議や送付文書等の精選
- ⑥学校事務業務の機能強化
- ⑦関係団体との協議、保護者や地域住民等に対する働きかけ
- ⑧教職員の健康保持・増進
- ⑨校長の組織マネジメントに対する助言・指導等

## ◆ 計画の公表・改訂、総合教育会議での報告等

- ・計画は公表し、計画に変更があった場合は随時更新。
- ・目標の達成状況や取組状況は教育委員会会議での報告を経て、毎年度公表。
- ・計画の策定・改訂や毎年度の取組状況を総合教育会議で報告。
- ・計画の策定・改訂に対し人事委員会より専門的助言。

教職員の働き方改革推進計画  
(案)

令和8年3月

秋田県教育委員会

## 目 次

第1章 計画の趣旨と現状・課題	1
(1) 計画の趣旨	
(2) 本県の現状と課題	
① 県内の教員の勤務状況	
② 県立学校教員の時間外在校等時間の状況	
③ これまでの取組と課題	
第2章 目的・計画期間・計画の位置づけ等	5
(1) 計画の目的	
(2) 計画期間	
(3) 計画の位置づけ、計画の公表・改訂、総合教育会議での報告等	
(4) 計画の構成	
第3章 県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標・取組等	6
(1) 目標	
① 秋田県教育委員会が定める勤務時間の上限に関する規定	
② 目標	
(2) 取組の柱と重点	
(3) 具体的な取組	
I 学校内での働き方改革推進の支援	
II 教員と学校をサポートする体制整備	
III 教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備	
(4) 県立学校教職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際の対応	
第4章 市町村教育委員会や市町村立学校に対する取組	12

## 第1章 計画の趣旨と現状・課題

### (1) 計画の趣旨

秋田県教育委員会では、教員が子どもたちと向き合う時間や、よりよい授業づくりのための時間を確保し、質の高い教育を実現するとともに、働きやすい魅力的な職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスの充実により教員の担い手を確保することを目指し、これまで数次にわたり計画を策定し各種対策に取り組んできました。

これまでの取組により、教員の勤務時間の縮減や勤務環境の改善に一定の成果が見られるものの、未だ長時間勤務が多い状況が続いています。

国においては、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、給特法）が一部改正され、令和11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減という目標に向け、学校における働き方改革が一層進められています。

また、令和7年9月に改正された文部科学大臣が定める指針<sup>1)</sup>では、教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき具体的な措置として、新たに「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直しや適正化が図られ、保護者や地域住民等、共に学校教育を支える幅広い関係者の方々との連携の必要性が強調されたところです。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では「教職員の働き方改革推進計画」を見直し、保護者や地域住民、関係機関等のご理解とご協力を得ながら、子どもたちの成長に真に必要な教育活動を更に充実させるため、学校における働き方改革に関する取組を着実に実施していきます。

#### 「学校と教師の業務の3分類」とは？

教員の働き方改革（業務改善）のための3つの業務分類です。

##### ◆学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

##### ◆教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥調査・統計等への回答
- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩校舎の開錠・施錠
- ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫校内清掃
- ⑬部活動

##### ◆教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭給食の時間における対応
- ⑮授業準備
- ⑯学校評価や成績処理
- ⑰学校行事の準備・運営
- ⑱進路指導の準備
- ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

<sup>1)</sup> 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年9月25日）

## (2) 本県の現状と課題

教職員の働き方改革推進計画（令和6年3月策定）では、県が定める勤務時間の上限に関する規定<sup>2)</sup>の遵守を目指し、取組を進めてきました<sup>3)</sup>。

### 勤務時間の上限に関する規定

\* 教員の時間外在校等時間<sup>4)</sup>（在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間）が次の範囲内となるよう業務量の適切な管理を行う

**1か月について 45 時間以内 / 1年について 360 時間以内**

### ① 県内の教員の勤務状況

◆ 1か月の時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合

	県立			市町村立		全校種
	高等学校	特別支援学校	中学校	小学校	中学校	
<b>R6年度</b>	<b>61.4%</b>	<b>94.2%</b>	<b>55.0%</b>	<b>78.2%</b>	<b>53.0%</b>	<b>69.7%</b>
R5年度※	59.0%	92.9%	-	(77.8%)	(51.3%)	(68.4%)
R4年度※	67.2%	93.6%	-	(75.5%)	(47.8%)	(68.5%)

◆ 1年間の時間外在校等時間が360時間以内の教員の割合

	県立			市町村立		全校種
	高等学校	特別支援学校	中学校	小学校	中学校	
<b>R6年度</b>	<b>36.9%</b>	<b>80.2%</b>	<b>18.6%</b>	<b>51.6%</b>	<b>28.8%</b>	<b>45.8%</b>
R5年度※	13.7%	76.8%	-	(46.9%)	(24.2%)	(37.1%)
R4年度※	41.6%	78.7%	-	(43.8%)	(23.4%)	(42.0%)

◆ 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教員の割合

	県立			市町村立		全校種
	高等学校	特別支援学校	中学校	小学校	中学校	
<b>R6年度</b>	<b>12.9%</b>	<b>0.0%</b>	<b>5.7%</b>	<b>1.4%</b>	<b>10.5%</b>	<b>6.3%</b>
R5年度※	14.4%	0.2%	-	(1.3%)	(11.7%)	(6.8%)
R4年度※	9.2%	0.0%	-	(1.8%)	(13.3%)	(6.3%)

◆ 1か月の平均時間外在校等時間

	県立			市町村立		全校種
	高等学校	特別支援学校	中学校	小学校	中学校	
<b>R6年度</b>	<b>42.3 時間</b>	<b>21.2 時間</b>	<b>41.3 時間</b>	<b>31.8 時間</b>	<b>45.9 時間</b>	<b>36.6 時間</b>
R5年度※	44.3 時間	22.3 時間	-	(31.5 時間)	(46.5 時間)	(37.2 時間)
R4年度※	39.3 時間	22.2 時間	-	(33.1 時間)	(48.8 時間)	(37.3 時間)

<sup>2)</sup> 「秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和三年三月十二日公布、令和八年三月二十三日改正）

<sup>3)</sup> 詳細は「教職員の働き方改革推進計画」検証結果（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3239>）参照。

<sup>4)</sup> 時間外在校等時間 = 在校等時間 + (A+B) - 勤務時間 - (C+D)

A 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

B 各地方公共団体で定めるテレワークの時間

C 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による）

D 休憩時間

※) 令和6年度より市町村立小学校及び中学校の集計対象を変更したため、令和4～5年度の括弧内数値は参考値。

## ② 県立学校教員の時間外在校等時間の状況

◆職種別 1 か月の平均時間外在校等時間（R6 年度実績）

	校長	副校長・教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭
高等学校	25.9 時間	40.1 時間	45.3 時間	17.5 時間	32.3 時間
特別支援学校	24.2 時間	47.5 時間	23.7 時間	15.4 時間	20.1 時間
中学校	24.2 時間	57.4 時間	39.9 時間	26.5 時間	3.3 時間

◆時間外在校等時間に行われた業務（R6 年度実績／上位 3 項目）

	高等学校	特別支援学校	中学校
1	部活動	文書作成・事務処理	文書作成・事務処理
2	文書作成・事務処理	教材研究	部活動
3	教材研究	校内打合せ・会議、分掌・ 学部関係業務、会計事務 等	教材研究

## ③ これまでの取組と課題

「2021 教職員が実感できる多忙化防止計画」では、計画期間中の令和 5 年度に全県立学校に統合型校務支援システムを導入し、教職員の勤務時間管理の徹底や時間意識の向上及び事務的業務の効率化を図ってきました。

また、令和 6 年策定計画では、「校務効率化に向けた ICT の活用」と「教職員をサポートする専門スタッフの活用」の 2 つに力を入れ取組を推進してきました。

「校務効率化に向けた ICT の活用」については、市町村立小・中学校における統合型校務支援システムの共同調達を進め、教職員の事務的業務や情報共有の効率化を図っています。また、教職員の業務負担軽減に資するデジタル採点システム（令和 6 年度に全県立高等学校へ導入）や高校入試 WEB 出願システム（令和 8 年度入試から運用開始）の導入も進めてきました。

「教職員をサポートする専門スタッフの活用」については、市町村立小・中学校に学校サポーターや児童生徒の学びを支える支援スタッフを配置したほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、教員を支える専門人材の配置を進めてきました。また、県スポーツ指導者登録システムにより部活動指導員等の確保・拡充を図っています。

学校や教育委員会がそれぞれの立場で取組を着実に進めてきたことにより、本県教員の時間外在校等時間には一定の改善が見られましたが、時間外在校等時間が「1 か月 45 時間／1 年 360 時間」を上回る教員は未だ多くおり、特に中学校や高等学校の教員の勤務時間が長い傾向が見られます。

県立学校では、時間外在校等時間に行われた業務として「文書作成・事務処理」や「部活動」が上位にあげられました。「文書作成・事務処理」については、これまでに導入してきた各種システムの活用により、さらなる業務時間の縮減につなげていく必要があります。また、「部活動」については引き続き、ガイドラインの遵守や部活動の地域展開等を推進することに加え、各学校において放課後活動を踏まえた日課表の見直しや休日の部活動時間の見

直しを図る必要があります。

また、県立中学校及び特別支援学校では、副校長・教頭の勤務時間が長い傾向にあります。それぞれの校種の特徴を踏まえつつ、校長のリーダーシップの下、教職員間で丁寧な対話を重ね、特定の職員に責任や負担が集中しないよう、業務分担の見直しや適正化が必要です。

また、コミュニティ・スクール<sup>5)</sup>において地域との連携や役割分担を図るとともに、教員の長時間勤務の現状を保護者や地域住民等、学校を取り巻く多くの方々に知っていただき、共に学校教育を支えていただけるよう、周知に努めます。

---

<sup>5)</sup> 学校運営協議会を設置する学校  
(学校運営協議会とは：保護者や地域住民等が学校運営に参画し、学校と一体となって教育活動を進めるための合議制の機関)

## 第2章 目的・計画期間・計画の位置づけ等

### (1) 計画の目的

教員が心身共に健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して生き活きと子どもたちに向き合うことができるよう、「働きやすさ」と「働きがい」を両立させた魅力ある職場環境を実現し、学校教育の質の向上と教員の担い手確保を目指します。

### (2) 計画期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

### (3) 計画の位置づけ、計画の公表・改訂、総合教育会議での報告等

- ・本計画は、県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標や取組を示すとともに、市町村教育委員会に対する支援等について県教育委員会の役割を明らかにするものです。
- ・本計画は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」にて公表するとともに、計画に変更があった場合は随時更新を行います。（給特法第8条第3項）
- ・本計画の目標の達成状況や取組状況は、毎年度、教育委員会会議での報告を経て秋田県公式サイト「美の国あきたネット」で公表します。（給特法第8条第4項）
- ・本計画は、目標の達成状況等の検証や国の動きを踏まえ、計画期間中でも必要に応じて取組の追加や変更等の必要な見直しを行う場合があります。
- ・本計画の策定や改訂、目標の達成状況、取組状況については、毎年度、総合教育会議に報告（給特法第8条第3項及び第4項）し、知事部局との連携を図り、適切な役割分担の下、取組を推進します。
- ・本計画の策定や改訂に当たっては、人事委員会と認識を共有し、教員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し専門的な助言を求めするなど連携を図ります。

### (4) 計画の構成

- ・本計画では、第3章にサービスを監督する県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標や取組等を記載<sup>6)</sup>します。また、県内の市町村立学校においても教職員の働き方改革が推進されるよう、第4章に県教育委員会が行う「市町村教育委員会や市町村立学校に対する取組」を記載します。

---

<sup>6)</sup> 第3章は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に位置づけます。

## 第3章 県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標・取組等

### (1) 目標

#### ① 秋田県教育委員会が定める勤務時間の上限に関する規定

教員の時間外在校等時間

1か月について **45 時間以内** / 1年について **360 時間以内**

#### ② 目標

早急に達成を目指す目標

\* 1か月の時間外在校等時間が **80 時間を超える教員 ゼロ**。

令和11年度までに達成を目指す目標<sup>7)</sup>

\* 1年間における教員の1か月時間外在校等時間 **平均 30 時間程度**。

\* **年次休暇の取得日数が 14 日以上**の教員の割合 **100%**。

### (2) 取組の柱と重点

県教育委員会は県立学校に対し、以下の3つを柱とし、取組を進めます。

#### I 学校内での働き方改革推進の支援

○各学校の実態に応じた業務改善が図られるよう支援・助言・指導を行います。

##### 【重点！】

- ・学校に対する伴走支援体制の構築
- ・適切な勤務時間の設定・管理等に対する助言・指導
- ・教育課程や日課表等の見直し等に対する助言・指導

#### II 教員と学校をサポートする体制整備

○保護者や地域住民をはじめとする幅広い関係者の理解と協力が得られるよう体制整備等を行います。

##### 【重点！】

- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の活用
- ・保護者や地域住民等に対する働きかけ

#### III 教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備

○教職員の健康を確保し、働きやすさと働きがいを感じられる職場環境を整備します。

##### 【重点！】

- ・長時間勤務となっている教員への働きかけ
- ・年次有給休暇等の取得促進
- ・柔軟な働き方の実践事例の共有
- ・休憩時間や勤務間インターバルの確保

<sup>7)</sup> 目標の達成状況は毎年度校種別に公表する。

### (3) 具体的な取組

#### I 学校内での働き方改革推進の支援

##### ① 学校に対する伴走支援体制の構築【重点！】

- ・各学校において実効性のある業務改善の取組を進めるため、学校の実態や課題に応じた支援・助言・指導を行う伴走支援体制を構築します。
- ・学校における業務改善の取組について、成果を上げている事例を収集し、共有します。

##### ② 適切な勤務時間の設定・管理等【重点！】

- ・校舎の開錠・施錠業務の責任や負担を、副校長や教頭等の特定の職員に集中させないための職員間の役割分担の見直しについて、助言・指導を行います。
- ・教職員の勤務時間外の電話対応の負担を軽減するために、留守番電話の設置や保護者連絡ツールの活用を推進します。
- ・「秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」に基づき、部活動休養日の設定や活動時間遵守を徹底するよう助言・指導を行います。
- ・教職員の適切な勤務時間の記録を徹底するとともに、それをもとに教職員の健康と福祉、業務改善に向けた対応をするよう管理職に働きかけます。

##### ③ 教育課程や授業時数、日課表等の見直し及び学校行事の精選・統合【重点！】

- ・教育課程について、学校教育法施行規則において定められる授業時数の標準を大きく上回って編成されている学校に対し、年間授業時数の削減を含めた教育課程編成の見直しについて助言を行います。
- ・学校が組織的・計画的に行う教育活動が、教職員の勤務時間内に適切に設定されるよう、助言・指導を行います。
- ・学校行事について、それぞれの教育的価値を踏まえた精選や統合に向けた取組を推進するため、成果を上げている事例を共有します。

##### ④ 会議や送付文書等の精選

- ・学校内で行われる会議や打合せの効率化について、助言を行います。また、県高等学校体育連盟や県高等学校文化連盟、高等学校教育研究会各部会等が主催する会議や協議・研究の在り方及び精選等について、関係機関と共に検討します。
- ・県教育委員会主催の会議や研修について、オンラインでの実施を積極的に検討するなど、継続した見直しを行います。
- ・県教育委員会から学校に送付する文書等の削減に努めるとともに、県関係部局に学校への送付文書の見直し等による負担軽減について協力依頼を行います。

#### ⑤ デジタル技術を活用した校務効率化

- ・授業や校務にデジタル技術の積極的な活用が図られるよう、ネットワーク等の必要な環境整備を行うとともに、活用法や好事例について情報提供を行います。
- ・Gemini 等の生成 A I の校務利用については、課題も指摘されていることを踏まえ、活用の可能性を探るための検証を行います。
- ・県立学校に文書等を送付する際には、統合型校務支援システムや Google Workspace の活用等による効率化を図ります。
- ・学校による回答が必要な調査・アンケート等について精選を進めるとともに、Google Workspace 等の活用による負担軽減を図ります。また、教員との協働により事務職員が中心となって回答する体制づくりについて、助言を行います。
- ・統合型校務支援システムや高校入試 WEB 出願システム、デジタル採点システムについて、必要な機能改修等を進めます。

#### ⑥ 校長の組織マネジメントに対する助言・指導等

- ・各学校における業務改善計画の策定と着実な遂行に向けた助言・指導を行います。
- ・特定の教職員に業務の責任や負担が集中しないよう、外部人材の活用も含め、教職員の業務や分担の適正化を図ることについて助言・指導を行います。
- ・職務経験が少ない教員の業務負担が過度なものにならないようにするとともに、他の教員からの助言や、必要な支援を得られやすい体制を整備するよう働きかけます。
- ・学校評価の結果に基づき運営改善を図る場合にも、業務量管理の視点を持ち、総業務量の増加に繋がらないよう働きかけます。
- ・業務の持ち帰りは行わないことが原則であることを教職員に意識付けるとともに、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合は、その実態を正確に把握し、当該教職員と共に改善策を講じるよう助言・指導を行います。
- ・学校管理職の人事評価の評価項目や研修内容に、働き方改革に資する組織マネジメントに関することを加え、管理職としての資質能力の向上につなげます。

#### ⑦ 学校徴収金の公会計化等の検討

- ・公会計化することが適切な学校徴収金があるか検討します。また、直ちに公会計化を行うことが困難であるか、公会計化が適切でない学校徴収金については、当該学校徴収金の目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなど、会計事務軽減のための手法について検討します。

## II 教員と学校をサポートする体制整備

### ① コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の活用【重点！】

- ・令和 10 年度末までに全ての県立学校に、地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールを導入し、保護者や地域住民等が一体となり、地域ならではの特色ある学校づくりを進めるとともに、教員の多忙化の解消に向けた取組への理解と協力体制の構築が図られるよう、積極的に働きかけを行います。
- ・コミュニティ・スクールに対し、地域との連携や役割分担等に関する好事例を共有するなど、コミュニティ・スクールを活用した学校運営の改善・充実にに向けた助言や支援を行います。
- ・学校と地域の連絡調整が円滑に行われるよう、地域学校協働活動推進員の確保と育成支援を行うとともに、推進員の学校運営協議会への参画を推進します。

### ② 専門人材や外部人材の活用

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を有する外部人材を配置し、適切な業務分担により教員の業務を支援します。
- ・スクールロイヤー等の専門家と連携し、学校が対応困難な事案を抱えこまないための体制整備を進めます。
- ・特別支援学校において、医療的ケア看護職員や車椅子移乗等介助員等の必要な専門スタッフを配置します。
- ・不登校児童生徒への対応について、専門スタッフも含めた校内支援体制の確立と、関係機関との連携による効果的な支援を行うことができるよう助言・指導を行います。
- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教職員や支援スタッフ及び地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進します。

### ③ 部活動を支える体制構築と人材確保

- ・複数顧問制や合同部活動等の実施、部活動指導員等の配置により、効率の良い指導・運営体制が構築できるよう助言・指導をします。
- ・県スポーツ指導者登録システムの運用や、指導者研修の実施により、指導人材の確保や養成を行います。

### ④ 保護者や地域住民等に対する働きかけ【重点！】

- ・教員の長時間勤務の実態や、これにより生じる課題等について、保護者及び地域住民をはじめとする幅広い関係者の理解と協力が得られるよう周知を図ります。

### ⑤ 関係機関等との連携

- ・県関係部局と連携するとともに、関係団体等との協議会において継続的な意見交換を行い、働き方改革の取組の充実に図ります。
- ・県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県スポーツ協会、県高等学校文化連盟等と継続して協議し、部活動に係る規定の遵守を働きかけます。

### Ⅲ 教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備

#### ① 長時間勤務となっている教員への働きかけ【重点！】

- ・教員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、報告の内容や校長からの聞き取りを通して、各学校における業務改善や環境整備等について、必要な助言や支援を行います。
- ・教員の健康を確保するため、1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教員に対し、医師による面接指導を勧奨するなど、健康へ配慮するよう指導します。

#### ② 年次有給休暇等の取得促進【重点！】

- ・教職員が年次有給休暇や夏季休暇等の特別休暇を取得しやすい職場環境づくりを働きかけます。

#### ③ 柔軟な働き方の実践事例の共有【重点！】

- ・教職員が早出遅出勤務や時差出勤、テレワーク、フレックスタイム制等による柔軟な働き方を実現するため、学校での実践事例の共有を行います。

#### ④ 休憩時間や勤務間インターバルの確保【重点！】

- ・すべての教職員に休憩時間が確保されるよう働きかけます。
- ・すべての教職員に終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間(目安：11時間)が確保されるよう働きかけます。
- ・学校での休憩時間確保や勤務間インターバル確保の実践事例の共有を行います。

#### ⑤ ノー残業デーの設定

- ・週1日以上ノー残業デーを設定する(指導計画や施設利用等の理由により、一律の設定が困難な場合には、同じ週の中で定時退勤日を設けることも含む)ことで、教職員の定時退勤に対する意識向上を図るよう働きかけます。

#### ⑥ 長期休業中の学校閉庁日の設定

- ・すべての県立学校において、教職員が安心して休養し、心身共にリフレッシュを図ることができるよう、長期休業中に学校閉庁日(統一的に学校業務を停止する日)を設定します。

#### ⑦ 健康診断やストレスチェックの実施、心身の健康問題相談窓口の設置等

- ・労働安全衛生法に基づき、教職員の適正な勤務と健康を確保するよう、健康診断やストレスチェック、健康管理医等による面談、各種健康相談事業等メンタルヘルス対策を実施し、教職員の心と体の健康保持・増進を図ります。
- ・教職員が心身の健康問題について相談できる窓口を設置し、必要に応じて医師や心理師等による助言・指導を受けることができるよう周知します。

#### ⑧ ハラスメントの防止

- ・すべての教職員が個人としての尊厳を尊重される、働きやすい職場環境の確立に向けて、「ハラスメントの防止及び対応に関する指針<sup>8)</sup>」を周知し、ハラスメントを「しない」「させない」職場環境づくりを働きかけます。
- ・学校においてハラスメントの問題が生じた場合は、指針に基づき適切に対応するよう働きかけます。

#### ⑨ 教職員の産育休取得に伴って配置される教職員等の計画的配置の充実

- ・教職員の産前産後休暇及び育児休業等の取得に伴い学校に配置される教職員について、計画的な配置の充実に努めます。

#### (4) 県立学校教職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際の対応

- ・長時間労働に起因すると疑われる心身の不調の発生の速やかな把握、調査、再発防止策の実施に努めます。

---

<sup>8)</sup> 秋田県教育委員会「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和7年4月11日全部改正）

## 第4章 市町村教育委員会や市町村立学校に対する取組

県教育委員会は市町村教育委員会及び市町村立学校に対し、以下の支援等を行うとともに、取組の推進について校長会等を通じて働きかけます。

### ① 業務量管理・健康確保措置の実施に係る支援

- ・各市町村教育委員会が策定する業務量管理・確保措置実施計画の策定及び実施の状況を把握するとともに、市町村教育委員会の求めに応じて、実施に必要な支援・助言を行います。

### ② 部活動を支える体制構築と人材確保

- ・連絡協議会の設置や県総括コーディネーターの配置による市町村支援、国と市町村との連絡調整、指導者研修会の実施により、市町村立中学校部活動の地域展開等を推進します。
- ・県スポーツ指導者登録システムの運用及び中学校文化部活動指導者等一覧の公開により指導者の把握・確保と市町村等への情報提供を行います。
- ・市町村立中学校における部活動指導員の配置について、市町村教育委員会の要望等を把握しながら拡充を検討します。また、国に対して、希望する全ての市町村立中学校に部活動指導員を配置できるよう、財政措置の拡充や、県及び市町村の負担割合の軽減を要望します。

### ③ 専門人材や外部人材の活用

- ・教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、教材研究等の教員でなければできない仕事に注力できるよう、学校サポーターの配置拡充を図ります。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、専門性を有する人材の活用を図ります。また、校内教育支援センターでの学習支援及び相談支援を行う支援員の配置拡充を図ります。

### ④ デジタル技術を活用した校務効率化

- ・市町村立学校に勤務する教職員の業務負担軽減に資する、統合型校務支援システムの導入を進めます。
- ・高校入試 WEB 出願システムの活用や、必要に応じた機能改修等を行い、入試業務の大幅な効率化と省力化を図ります。

### ⑤ 会議や送付文書等の精選

- ・県教育委員会から学校に送付する文書等の削減に努めます。また、学校による回答が必要な調査等については、デジタル技術の活用による負担軽減を図ります。
- ・県教育委員会主催の会議や研修について、開催の在り方やオンライン実施等、効率的な運営に向けた見直しを継続して行います。

**⑥ 学校事務業務の機能強化**

- ・市町村立学校において他校との事務の共同実施による事務機能強化を引き続き進めます。

**⑦ 関係団体との協議、保護者や地域住民等に対する働きかけ**

- ・市町村立学校の働き方改革に関する協議会において継続的な意見交換を行います。
- ・本計画の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解と協力が得られるよう、周知を図ります。

**⑧ 教職員の健康保持・増進**

- ・市町村教育委員会に対して、市町村立学校における労働安全衛生管理体制の整備の周知徹底や労働安全衛生対策の充実を働きかけるとともに、必要に応じて指導・助言を行います。

**⑨ 校長の組織マネジメントに対する助言・指導等**

- ・学校管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資する組織マネジメントに関することを加え、管理職としての資質能力の向上につなげます。

令和8年

第5回教育委員会会議

議案第8号

秋田県教育委員会

議案第8号

秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則案  
 秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和三年秋田県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和七年文部科学省告示第百十四号）を踏まえ、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の法第二条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するために講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）を踏まえ、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の法第二条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するために講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則  
 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める指針（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針）の改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める指針（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針）の改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

### 2 改正内容

引用している公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める指針（令和7年文部科学省告示第114号）の条項を改めることとする。（第1条関係）

### 3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。

令和8年

第5回教育委員会会議

議案第9号

秋田県教育委員会

議案第九号

秋田県教育委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則案

秋田県教育委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、他に特別の定めがある場合を除くほか、秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号。以下「条例」という。)の規定に基づく情報通信技術を利用する方法により行う秋田県教育委員会等(秋田県教育委員会若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて条例等若しくは法令において独立に権限を行使することを認められたものをいう。以下同じ。)に係る手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

(一) 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名

(二) 地方公共団体組織認証基盤(地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 次に掲げるもの(条例第四条第一項に規定する県の機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)をいう。

(一) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書

(二) 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)

(三) 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、秋田県教育委員会が定める電子証明書  
(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 条例第四条第一項に規定する県の機関等が定める電子情報処理組織は、秋田県教育委員会等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該秋田県教育委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたもの(電子情報処理組織)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、秋田県教育委員会の定めるところによ

り、秋田県教育委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書類等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、秋田県教育委員会の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例等の規定により同一内容の書類等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書類等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合、その他の同一内容の書類等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がされたものとみなす。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第五条 条例第四条第五項に規定する県の機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると秋田県教育委員会が認める場合

二 申請等に係る書類等のうちにその原本を確認する必要があるものと秋田県教育委員会が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第六条 条例第五条第一項に規定する県の機関等が定める電子情報処理組織は、秋田県教育委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該秋田県教育委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 秋田県教育委員会等は、条例第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書類等により行うときに記載すべきこととされている事項を秋田県教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第八条 条例第五条第一項ただし書に規定する県の機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の秋田県教育委員会の定めるところによる届出

二 前号に掲げるもののほか、秋田県教育委員会が定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第九条 条例第五条第五項に規定する県の機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があるものと秋田県教育委員会が認める場合

二 処分通知等に係る書類等のうちにその原本を交付する必要があるものと秋田県教育委員会が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第十条 秋田県教育委員会等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該秋田県教育委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十一条 秋田県教育委員会等は、条例第七条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書類等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該秋田県教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピュータインテグレーション(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 前項ただし書の規定は、秋田県教育委員会等が行う条例等の規定(条例第七条第一項の規定を除く。)による電磁的記録による作成等について準用する。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十二条 条例第四条第四項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の機関等が定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第五条第四項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の機関等が定めるものは、電子署名とする。

3 条例第七条第三項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の機関等が定めるものは、電子署名とする。

(添付書類等の省略)

第十三条 条例第八条の県の機関等が定める書類等は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条の表の上欄に掲げる書面等及び秋田県教育委員会が別に定める書類等とし、条例第八条の県の機関等が定める措置は同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置及び秋田県教育委員会が別に定める措置とする。

(委任規定)

第十四条 この規則に定めるもののほか、秋田県教育委員会等に係る手続等に関し情報通信技術を利用する方法により行うために必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部改正)

2 秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（公開請求書の様式等）</p> <p>2 略</p> <p>3 秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 （平成十九年秋田県条例第一号）<u>第四条</u>第一項の規定により電子情報処理組織を使用して条例第九条第一項の公開請求書の提出を する場合には、教育委員会の定めるところにより、同項各号に掲 げる事項に係る情報を教育委員会に送信してしなければならない い。</p>	<p>（公開請求書の様式等）</p> <p>2 略</p> <p>3 秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 （平成十九年秋田県条例第一号）<u>第三条</u>第一項の規定により電子 情報処理組織を使用して条例第九条第一項の公開請求書の提出を する場合には、教育委員会の定めるところにより、同項各号に掲 げる事項に係る情報を教育委員会に送信してしなければならない い。</p>

令和八年三月二十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

理由

秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）の規定に基づき、秋田県教育委員会等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うための手続等について必要な事項を定める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 秋田県教育委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する 規則案要綱

### 1 制定理由

秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成19年秋田県条例第1号）の規定に基づき、秋田県教育委員会等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うための手続等について必要な事項を定める必要がある。

### 2 制定内容

- (1) この規則において使用する用語の意義を定めることとする。（第2条関係）
- (2) 条例第4条第1項に規定する県の機関等が定める電子情報処理組織は、秋田県教育委員会等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該秋田県教育委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とすることとする。（第3条関係）
- (3) 条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、秋田県教育委員会の定めるところにより、秋田県教育委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書類等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならないこととする。（第4条関係）
- (4) 条例第4条第5項に規定する県の機関等が定める場合は、申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると秋田県教育委員会が認める場合及び申請等に係る書類等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると秋田県教育委員会が認める場合とすることとする。（第5条関係）
- (5) 条例第5条第1項に規定する県の機関等が定める電子情報処理組織は、秋田県教育委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該秋田県教育委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とすることとする。（第6条関係）
- (6) 秋田県教育委員会等は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書類等により

行うときに記載すべきこととされている事項を秋田県教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならないこととする。

(第7条関係)

- (7) 条例第5条第1項ただし書に規定する県の機関等が定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の秋田県教育委員会の定めるところによる届出のほか、秋田県教育委員会が定める方式とすることとする。(第8条関係)
- (8) 条例第5条第5項に規定する県の機関等が定める場合は、処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると秋田県教育委員会が認める場合及び処分通知等に係る書類等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると秋田県教育委員会が認める場合とすることとする。(第9条関係)
- (9) 秋田県教育委員会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該秋田県教育委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとしてすることとする。(第10条関係)
- (10) 秋田県教育委員会等は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書類等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該秋田県教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとしてすることとする。(第11条関係)
- (11) 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって県の機関等が定めるものは、電子署名及び第四条第二項ただし書に規定する措置とすることとする。(第12条関係)
- (12) 条例第8条の県の機関等が定める書類等は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条の表の上欄に掲げる書面等及び秋田県教育委員会が別に定める書類等とし、条例第8条の県の機関等が定める措置は同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置及び秋田県教育委員会が別に定める措置とすることとする。(第13条関係)
- (13) この規則に定めるもののほか、秋田県教育委員会等に係る手続等に関し、情

報通信技術を利用する方法により行うために必要な事項は、秋田県教育委員会  
が定めることとする。（第14条関係）

### 3 施行期日等

- (1) この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。
- (2) 秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（昭和62年秋  
田県教育委員会規則第8号）について、所要の規定の整理を行うこととする。  
（附則第2項関係）

令和8年

第5回教育委員会会議

議案第10号

秋田県教育委員会

## 議案第10号

### 知事の権限に属する私立幼稚園及び保育に関する事務等の秋田県教育委員会職員の補助執行の解除について

知事の権限に属する事務のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定による私立の幼稚園に関する事務並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法の規定による保育士、保育所等に関する事務等の教育委員会の事務を補助する職員の補助執行を解除することについて同意する。

令和8年3月23日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

#### 理 由

令和8年度からの新たな「秋田県総合計画」に基づく取組を効果的・効率的に推進していくため、教育庁で実施していた幼保推進課の業務を知事部局に移管し、次世代・女性活躍支援課の子育て支援業務と併せ、人口戦略部に「こども支援課」を設置することとされたことに伴い、秋田県教育委員会職員が補助執行する私立の幼稚園に関する事務及び保育士、保育所等に関する事務を同課に所掌させる必要がある。これが、この議案を提案する理由である。

(案)

次　　－　〇〇〇〇  
令和 8 年　月　　日

秋田県教育委員会  
教育長　安田　浩幸　あて

秋田県知事　鈴木　健太

知事の権限に属する私立幼稚園及び保育に関する事務等の秋田県教育  
委員会の事務を補助する職員の補助執行の解除について（協議）

私立幼稚園及び保育に関する事務等の円滑な推進については、教育委員会との協議に基づき、平成 14 年度以降、対象業務を見直しつつ、教育委員会の事務を補助する職員の補助執行により行ってまいりましたが、このたび、こどものウェルビーイングの向上に向け、知事部局に「こども支援課」を設置の上、保育や幼児教育に関する業務と子育て支援業務を一体的に行うことにより、こども支援施策全般の充実を図ることとしました。

つきましては、令和 8 年 4 月 1 日をもって体制移行を行うため、現在、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させている知事の権限に属する事務のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の規定による私立の幼稚園等に関する事務並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による保育士、保育所等に関する事務を解除することについて協議します。

**【担当】**

あきた未来創造部  
次世代・女性活躍支援課　山中  
TEL 018-860-1553　FAX 018-860-3895  
E-mail　persons@pref.akita.lg.jp

知事の権限に属する事務の補助執行

◎ 保育士、保育所等に関する事務

事務の種類	
根拠法令等の名称	事項名
児童福祉法（昭和22年法律第164号）	1 指定保育士養成施設の指定（第18条の6第1号）
	2 指定保育士養成施設の教育方針、設備その他の事項に関する報告の徴収、指導及び検査（第18条の7第1項）
	3 指定保育士養成施設の検査において職員が携帯すべき証明書の交付（第18条の7第2項）
	4 保育士試験の実施（第18条の8第2項）
	5 指定試験機関の指定（第18条の9第1項）
	6 指定試験機関への試験事務の委任（第18条の9第1項）
	7 指定試験機関の役員の選任及び解任の認可（第18条の10第1項）
	8 指定試験機関の役員の解任命令（第18条の10第2項）
	9 指定試験機関の試験委員の選任及び解任の認可（第18条の11第2項において準用する第18条の10第1項）
	10 指定試験機関の試験委員の解任命令（第18条の11第2項において準用する第18条の10第2項）
	11 指定試験機関の試験事務規程の認可（第18条の13第1項）
	12 指定試験機関の試験事務規程の変更命令（第18条の13第2項）
	13 指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可（第18条の14）
	14 指定試験機関の試験事務に関する監督命令（第18条の15）
	15 指定試験機関の試験事務に関する報告の徴収及び立入検査（第18条の16第1項）
	16 指定試験機関等の立入検査等において職員が携帯すべき証明書の交付（第18条の16第2項）（第34条の14第2項、第34条の18の2第2項及び第46条第2項において準用する場合を含む。）
	17 保育士の登録（第18条の18第1項）
	18 保育士登録証の交付（第18条の18第3項）
	19 保育士の登録の取消し（第18条の19第1項）
	20 保育士の登録の取消し及び名称使用の停止命令（第18条の19第2項）
	21 保育士の登録の消除（第18条の20）
	22 特定登録取消者の保育士の登録（第18条の20の2第1項）
	23 特定登録取消者の保育士の登録を取り消した都道府県知事その他の関係機関に対する当該特定登録取消者の行った児童生徒性暴力等の内容等の調査及び保育士登録を行うかどうかを判断するために必要な情報の提供の依頼（第18条の20の2第3項）
	24 保育士を任命し、又は雇用する者がその任命し、又は雇用する保育士が欠格事由に該当すると認めした場合等の報告の受理（第18条の20の3第1項）
	25 保育士が児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消したとき等のデータベースへの記録（第18条の36第2項）
	26 一般通告の受理（第33条の12第1項）
	27 被措置児童等届出の受理（第33条の12第4項）
	28 一般通告等に係る事業又は施設の所管行政庁への通知（第33条の14第1

	項)
29	市町村長からの通知又は一般通告等に係る事実確認措置の実施(第33条の14第2項)
30	児童の安全確保措置の実施(第33条の14第3項)
31	事実確認措置又は安全確保措置を講じたときの審議会等への報告(第33条の15第1項)
32	市町村長が所管行政庁である事業又は施設に係る被措置児童等虐待の状況、当該市町村長が講じた事実確認措置又は安全確保措置等の報告の受理(第33条の16第1項)
33	一時預かり事業の届出の受理(第34条の12第1項)
34	一時預かり事業の変更届の受理(第34条の12第2項)
35	一時預かり事業の廃止又は休止の届出の受理(第34条の12第3項)
36	一時預かり事業に係る報告の徴収及び立入検査(第34条の14第1項)
37	一時預かり事業を行う者に対する措置命令(第34条の14第3項)
38	一時預かり事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命令(第34条の14第4項)
39	病児保育事業の届出の受理(第34条の18第1項)
40	病児保育事業の変更の届出の受理(第34条の18第2項)
41	病児保育事業の廃止又は休止の届出の受理(第34条の18第3項)
42	病児保育事業に係る報告の徴収及び立入検査(第34条の18の2第1項)
43	病児保育事業に係る事業制限命令又は事業停止命令(第34条の18の2第3項)
44	公立保育所の設置の届出の受理(第35条第3項)
45	保育所の設置認可に係る所在市町村長との事前協議(第35条第7項)
46	保育所の設置認可又は需給調整(第35条第8項)
47	保育所の設置を認可しない場合の通知(第35条第9項)
48	公立保育所の廃止又は休止の届出の受理(第35条第11項)
49	私立保育所の廃止又は休止の承認(第35条第12項)
50	保育所の設備等に関する報告の徴収及び立入検査(第46条第1項)
51	保育所の設備等に関する改善勧告及び改善命令(第46条第3項)
52	保育所に係る事業の停止命令(第46条第4項)
53	公私連携型保育所の設置の届出の受理(第56条の8第3項)
54	公私連携型保育所の処分を行うべき旨の通知の受理(第56条の8第9項)
55	公私連携法人の指定の取消しに伴う公私連携型保育所の廃止の承認(第56条の8第12項)
56	私立保育所の設置の認可の取消し(第58条)
57	認可外保育施設の設備等に関する報告の徴収及び立入調査(第59条第1項)
58	認可外保育施設の設備等に関する改善勧告(第59条第3項)
59	認可外保育施設に係る改善等勧告に従わない旨の公表(第59条第4項)
60	認可外保育施設に係る事業の停止命令及び施設の閉鎖命令(第59条第5項)
61	勧告又は命令の対象となるべき認可外保育施設の設置者等に関する情報に係る他の都道府県知事に対する提供の依頼(第59条第7項)
62	認可外保育施設に係る改善勧告又は事業の停止命令若しくは施設の閉鎖命令をした旨の市町村長への通知(第59条第8項)

	63	認可外保育施設に係る事業の停止命令及び施設の閉鎖命令をした旨の公表（第59条第9項）
	64	認可外保育施設の設置の届出の受理（第59条の2第1項）
	65	認可外保育施設の変更等の届出の受理（第59条の2第2項）
	66	認可外保育施設の変更等の届出に係る事項の市町村長への通知（第59条の2第3項）
	67	認可外保育施設の運営の状況等必要と認められる事項の市町村長への通知及び公表（第59条の2の5第2項）
児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）	1	指定保育士養成施設に係る変更の承認（第5条第3項）
	2	指定保育士養成施設に係る変更の届出の受理（第5条第4項）
	3	指定保育士養成施設に係る事業報告書の受理（第5条第5項）
	4	指定保育士養成施設に係る指定の取消し（第5条第6項）
	5	指定保育士養成施設に係る指定の取消しの承認（第5条第7項）
	6	指定試験機関の事業報告書及び収支決算書の受理（第9条）
	7	指定試験機関の試験事務の休止又は廃止の許可（第11条）
	8	指定試験機関の指定の取消し（第12条第1項）
	9	指定試験機関の指定の取消し及び試験事務の停止命令（第12条第2項）
	10	試験事務の実施（第14条）
	11	指定試験機関の指定等の公示（第15条）
	12	保育士登録証の書換え交付（第17条第2項）
	13	保育士登録証の再交付（第18条第2項）
	14	保育士登録証の返納の受理（第19条）
	15	保育士の登録の取消しを適当と認める旨の通知（第20条）
児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）	1	保育士試験の受験資格の認定（第6条の9第4号）
	2	保育士試験の科目の受験の免除（第6条の11第1項及び第2項）
	3	保育士試験又はその一部の科目の合格者への通知（第6条の13）
	4	保育士試験の受験の停止及び合格の無効の処分（第6条の14第1項）
	5	保育士試験の受験の禁止の処分（第6条の14第2項）
	6	指定試験機関の名称変更等の届出の受理（第6条の18第1項）
	7	指定試験機関の事務所の新設等の届出の受理（第6条の18第2項）
	8	試験結果報告書及び合格者一覧表の受理（第6条の25）
	9	保育士試験の受験の停止等の処分に係る報告書の受理（第6条の26第2項）
	10	保育士試験の受験の禁止の処分に係る通知（第6条の27）
	11	保育士登録の申請書の返却（第6条の32第2項）
	12	保育士の登録の取消し等の通知（第6条の35第1項）
	13	保育士登録証の返納の受理（第6条の35第2項）
	14	保育士の登録の訂正等（第6条の36）
教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）	1	市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等の初任者研修等の実施（附則第5条第1項）
	2	市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等の中堅教諭等資質向上研修の実施（附則第6条第1項）
社会福祉法（昭和26年法律第45号）	1	社会福祉法人の設立の認可（第32条）
	2	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の一時役員職務を行うべき者の選任（第45条の6第2項）（第143条第1項において準用する場合を含む。）

	3	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可（第45条の36第2項、第139条第1項）
	4	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の定款の変更の届出の受理（第45条の36第4項、第139条第3項）
	5	社会福祉法人の解散の認可又は認定（第46条第2項）
	6	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の解散の届出の受理（第46条第3項）（第141条において準用する場合を含む。）
	7	解散した社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の清算人の氏名等の届出の受理（第46条の6第4項）（第141条において準用する場合を含む。）
	8	解散した社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理（第46条の6第5項）（第141条において準用する場合を含む。）
	9	解散した社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の清算結了の届出の受理（第47条の5）（第141条において準用する場合を含む。）
	10	社会福祉法人の合併の認可（第50条第3項、第54条の6第2項）
	11	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の業務等に関する報告の徴収及び立入検査（第56条第1項）（第144条において準用する場合を含む。）
	12	社会福祉法人等の立入検査において職員が携帯すべき証明書の交付（第56条第2項）（第144条において準用する場合を含む。）
	13	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の業務等に関する改善勧告（第56条第4項）（第144条において準用する場合を含む。）
	14	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に係る改善勧告に従わない旨の公表（第56条第5項）（第144条において準用する場合を含む。）
	15	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の業務等に関する措置命令（第56条第6項）（第144条において準用する場合を含む。）
	16	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の業務の停止命令及び役員解職勧告（第56条第7項）（第144条において準用する場合を含む。）
	17	社会福祉法人の解散命令（第56条第8項）
	18	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に弁明をなすべき日時等の通知（第56条第9項）（第144条において準用する場合を含む。）
	19	社会福祉法人の公益事業及び収益事業の停止命令（第57条）
	20	計算書類等及び財産目録等の届出の受理（第59条）（第144条において準用する場合を含む。）
	21	社会福祉連携推進法人の認定（第125条）
	22	社会福祉連携推進法人の認定の通知及び公示（第129条）
	23	社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針変更の認定（第140条）
	24	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可（第142条）
	25	社会福祉連携推進法人の認定の取消し（第145条第1項及び第2項）
	26	社会福祉連携推進法人の認定の取消しの公示（第145条第3項）
	27	社会福祉連携推進法人の認定の取消しに係る変更登記の嘱託（第145条第5項において準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第29条第6項）
	28	社会福祉連携推進法人の認定の取消しに伴う贈与に係る通知（第146条第4項）
社会福祉法施行規則（昭和	1	社会福祉法人の設立認可に係る財産移転完了報告の受理（第2条第4項）

26年厚生省令第28号)		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）	1	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等（第3条第1項及び第3項）
	2	認定こども園の認定に係る市町村長との協議（第3条第6項）
	3	認定こども園の認定の取消し（第7条）
	4	認定こども園の認定等に係る関係機関との協議（第8条）
	5	幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の制定（第13条）
	6	公立幼保連携型認定こども園の設置等の届出の受理（第16条）
	7	私立幼保連携型認定こども園の設置等の認可（第17条）
	8	幼保連携型認定こども園に係る情報の提供の受理（第18条）
	9	幼保連携型認定こども園に係る報告の徴収及び立入検査（第19条）
	10	幼保連携型認定こども園の立入検査において職員が携帯すべき証明書の交付（第19条第2項）
	11	幼保連携型認定こども園に対する改善勧告及び改善命令（第20条）
	12	幼保連携型認定こども園に対する事業停止命令（第21条）
	13	幼保連携型認定こども園の認可の取消し（第22条）
	14	私立幼保連携型認定こども園の園長の届出の受理（第26条において準用する学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条）
	15	一般通告の受理（第27条の4第1項）
	16	園児届出の受理（第27条の4第3項）
	17	一般通告又は園児届出に係る幼保連携型認定こども園の所管行政庁への通知（第27条の5第1項）
	18	市町村長からの通知又は一般通告若しくは園児届出に係る事実確認措置の実施（第27条の5第2項）
	19	園児の安全確保措置の実施（第27条の5第3項）
	20	事実確認措置又は安全確保措置を講じたときの審議会等への報告（第27条の6第1項）
	21	指定都市等の長が所管行政庁である幼保連携型認定こども園において発生した入園児虐待の状況、当該指定都市等の長が講じた事実確認措置又は安全確保措置等に係る当該指定都市等の長からの報告の受理（第27条の7第1項）
	22	知事が所管行政庁である幼保連携型認定こども園において発生した入園児虐待の状況、知事が講じた事実確認措置又は安全確保措置、指定都市等の長から報告を受けた事項等の公表（第27条の7第2項）
	23	認定こども園の教育・保育等に関する情報の提供（第28条）
	24	認定こども園に関する変更の届出の受理（第29条）
	25	認定こども園の運営状況の報告の徴収等（第30条）
	26	公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出の受理（第34条第3項）
	27	公私連携幼保連携型認定こども園に係る処分の通知の受理（第34条第9項）
	28	公私連携法人の指定の取消しに伴う公私連携幼保連携型認定こども園の廃止の認可（第34条第12項）
	29	緊急時における事務執行（第35条）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令	1	幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存（第8条）

(平成26年政令第203号)		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）	1	法第3条第1項の主務省令で定める場合の決定（第3条第2号）
	2	法第3条第5項第4号ニただし書の主務省令で定める本文ニに規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものの判定（第4条第1項）
	3	法第3条第8項ただし書の規定による需給調整（第7条第1項）
	4	幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等の受理（第15条）
	5	幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請又は届出の受理（第17条）
	6	幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請又は届出の受理（第18条）
	7	法第17条第2項第3号ただし書の主務省令で定める認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの（第19条）
	8	法第17条第2項第5号の規定による聴聞決定予定日の通知（第20条）
	9	法第17条第5項の規定による市町村長との協議（第21条）
	10	法第17条第6項ただし書の規定による需給調整（第22条第1項）
	11	法第29条第1項の主務省令で定める軽微な変更の指定（第28条）
	12	法第30条第1項の規定による報告の方法等の決定（第29条）
	13	幼保連携型認定こども園の認可の申請等の細則の決定（第31条）
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	1	教育・保育に関する調査等（第15条）
	2	教育・保育に関する調査等において職員が携帯すべき証明書の交付（第15条第3項及び第56条第5項において準用する第13条第2項）
	3	特定・教育保育施設の利用定員を定める場合の届出の受理（第31条第3項）
	4	特定教育・保育施設の利用定員を変更する場合の届出の受理（第32条第3項）
	5	特定教育・保育施設の設置者が利用定員の減少又は確認の辞退をする場合の広域調整又は援助（第37条第2項）
	6	特定教育・保育施設の確認等の届出の受理（第41条）
	7	特定地域型保育事業者が利用定員の減少又は確認の辞退をする場合の広域調整又は援助（第49条第2項）
	8	特定地域型保育事業者の確認等の届出の受理（第53条）
	9	特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する届出の受理（第55条第2項第3号）
	10	特定教育・保育提供者の業務管理体制の変更に関する届出の受理（第55条第3項）
	11	特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備の届出区分の変更に伴う届出の受理（第55条第4項）
	12	特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収及び立入検査（第56条第1項）
	13	市町村長の求めによる特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収における市町村長への結果の通知（第56条第4項）
	14	特定教育・保育提供者に対する勧告（第57条第1項）
	15	特定教育・保育提供者が勧告に従わない場合の公表（第57条第2項）
	16	特定教育・保育提供者に対する措置命令及び公示（第57条第3項、4項）

	17	特定教育・保育提供者が措置命令に違反した場合の確認市町村長への通知（第57条第5項）
	18	特定教育・保育提供者の教育・保育等情報の報告の徴収（第58条第1項）
	19	特定教育・保育施設の設置者等からの特定教育・保育施設設置者等経営情報の報告の徴収（第58条第2項）
	20	教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表（第58条第3項）
	21	特定教育・保育施設設置者等経営情報についての調査及び分析並びにその結果の公表（第58条第4項）
	22	特定教育・保育提供者の教育・保育等情報又は特定教育・保育施設設置者等経営情報の報告に対する調査（第58条第5項）
	23	特定教育・保育提供者の教育・保育等情報又は特定教育・保育施設設置者等経営情報についての報告等の命令（第58条第6項）
	24	特定教育・保育提供者の教育・保育等情報等についての報告等の命令に係る確認市町村長への通知（第58条第7項）
	25	特定教育・保育提供者等の確認の取消し等に係る市町村長への通知（第58条第8項）
	26	市町村が支弁する施設型給付費等の費用に対する負担等（第67条）
	27	法第65条の規定により市町村が支弁する費用に対する補助（附則第9条第4項）
子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）	1	法第58条第1項の規定による教育・保育情報の報告方法等の決定（第21条）

◎ 私立幼稚園に関する事務

事務の種類		
根拠法令等の名称	事項名	
学校教育法（昭和22年法律第26号）	1	私立の幼稚園の設置廃止、設置者変更等の認可（第4条第1項）
	2	私立の幼稚園の閉鎖命令（第13条）
	3	一般通告の受理（第28条第2項において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「準用認定こども園法」という。）第27条の4第1項）
	4	園児届出の受理（準用認定こども園法第27条の4第3項）
	5	一般通告又は園児届出に係る幼稚園の所管行政庁への通知（第27条の5第1項）
	6	市町村長からの通知又は一般通告若しくは園児届出に係る事実確認措置の実施（準用認定こども園法第27条の5第2項）
	7	園児の安全確保措置の実施（準用認定こども園法第27条の5第3項）
	8	教育、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識を有する者のうちから知事があらかじめ指定する者（以下「専門的な知識を有する者」という。）の指定（準用認定こども園法第27条の6第1項）
	9	事実確認又は安全確保措置を講じたときの専門的な知識を有する者への報告（準用認定こども園法第27条の6第1項）
	10	教育委員会が所管行政庁である幼稚園において発生した入園児虐待の状況、教育委員会の講じた事実確認措置又は安全確保措置等に係る教育委員会からの

		報告の受理（準用認定こども園法第27条の7第1項）
	11	知事が所管行政庁である幼稚園において発生した入園児虐待の状況、知事が講じた事実確認措置又は安全確保措置、教育委員会から報告を受けた事項等の公表（準用認定こども園法第27条の7第2項）
学校教育法施行令（昭和23年政令第74号）	1	私立の幼稚園の目的の変更等についての届出の受理（第27条の2第1項）
	2	私立の幼稚園の廃止後の書類の保存（第31条）
学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）	1	私立の幼稚園の認可の申請、届出及び報告の手続その他の細則の制定（第19条）
私立学校法（昭和24年法律第270号）	1	私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園からの報告の徴収（第6条）
	2	学校法人の寄附行為の認可（第24条第1項）
	3	学校法人の寄附行為の補充（第25条第1項）
	4	学校法人の理事の一時職務代理者の選任（第34条第2項）
	5	学校法人の監事の一時職務代理者の選任（第50条第2項）
	6	学校法人の不正の行為等の報告の受理（第56条第2項）
	7	学校法人の評議員の一時職務代理者の選任（第65条第2項）
	8	評議員による評議員会の招集の許可（第72条第1項）
	9	学校法人の寄附行為の変更の認可（第108条第3項）
	10	学校法人の解散の認可（第109条第3項）
	11	学校法人の清算人の選任（第112条第2項）
	12	解散した学校法人の清算人の氏名等の届出の受理（第115条）
	13	学校法人の解散及び清算を監督する裁判所に対する意見の具申等（第121条第5項、第6項）
	14	学校法人の清算の結了の届出の受理（第122条）
	15	学校法人の合併の認可（第126条第3項）
	16	学校法人に対する措置命令（第133条第1項）
	17	学校法人の役員又は評議員の解任の勧告（第133条第10項）
	18	学校法人の収益事業の停止命令（第134条第1項）
	19	学校法人の解散命令（第135条第1項）
	20	学校法人からの報告の徴収等（第136条第1項）
	21	学校法人の組織変更の認可（第152条第7項）
私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）	1	学校法人の登記の届出等の受理（第6条第1項、第2項）
	2	都道府県知事を経由して行う文部科学大臣への認可申請の受理及び進達（第7条）

昭和二十二年法律第六十七号

## 地方自治法

### 第二編 普通地方公共団体

#### 第七章 執行機関

##### 第二節 普通地方公共団体の長

###### 第五款 他の執行機関との関係

**第百八十条の二** 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

令和8年

第5回教育委員会会議

議案第11号

秋田県教育委員会

## 議案第11号

### 教育委員会の権限に属する市町村の設置する幼稚園に関する事務の 知事部局職員の補助執行に係る協議について

教育委員会の権限に属する事務のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による市町村の設置する幼稚園に関する事務（同法第25条第2項の規定により教育委員会が教育長に委任することができない事項及び教育課程、学習指導その他幼稚園教育に関する専門的事項に関するものを除く。）を知事の補助機関である職員に補助執行させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により知事に協議する。

令和8年3月23日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

#### 理 由

令和8年度からの新たな「秋田県総合計画」に基づく取組を効果的・効率的に推進していくため、教育庁で実施していた幼保推進課の業務を知事部局に移管し、次世代・女性活躍支援課の子育て支援業務と併せ、人口戦略部に「こども支援課」を設置することとされたことに伴い、教育委員会の権限に属する市町村の設置する幼稚園に関する事務を同課に所掌させる必要がある。これが、この議案を提案する理由である。

別紙 知事部局の職員に補助執行させようとする事務

事務の種類	
根拠法令等の名称	事項名
学校教育法（昭和22年法律第216号）	1 市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の届出の受理（第4条の2）
	2 市町村の設置する幼稚園に係る一般通告等があった旨の知事又は市町村長からの通知に係る事実確認措置（第28条第2項において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「準用認定こども園法」という。）第27条の5第2項）
	3 市町村の設置する幼稚園の園児の安全確保措置（準用認定こども園法第27条の5第3項）
	4 教育、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識を有する者のうちから都道府県の教育委員会があらかじめ指定する者（以下「専門的な知識を有する者」という。）の指定（準用認定こども園法第27条の6第1項）
	5 事実確認措置又は安全確保措置を講じたときの専門的な知識を有する者への報告（準用認定こども園法第27条の6第1項）
	6 市町村の設置する幼稚園において発生した入園児虐待の状況等の知事への報告（準用定こども園法第27条の7第1項）
学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）	1 市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理（第26条第1項）
学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）	1 市町村の設置する幼稚園の届出及び報告の手続その他の細則の制定（第19条）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）	1 教育に関する法人（幼稚園に関するものに限る。）に関すること（第21条第16号）
	2 市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るための必要な指導、助言又は援助（市町村の設置する幼稚園に関するものに限り、教育課程、学習指導その他幼稚園教育に関する専門的事項に関するものを除く。）（第48条第1項）

## 令和8年度の組織再編について

企画振興部及びあきた未来創造部の再編に加え、次期総合計画に基づく取組を効果的・効率的に推進していくため、組織体制の見直しを行う。

### (知事部局)

現 行	改 正 案
<p><b>あきた未来創造部</b> (4課1室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あきた未来戦略課</li> <li>高等教育支援室</li> <li>移住・定住促進課</li> <li>次世代・女性活躍支援課</li> <li>地域づくり推進課</li> </ul>	<p><b>人口戦略部</b> (5課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口戦略課</li> <li>移住・定住促進課</li> <li>子ども支援課</li> <li>男女共同参画推進課</li> <li>地域づくり推進課</li> </ul> <p>※ あきた未来戦略課を改称</p> <p>※ 次世代・女性活躍支援課及び教育庁幼保推進課を2課に再編</p>

(教育委員会)

現 行	改 正 案
<p>教 育 庁 (9課3室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総 務 課               <ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備室</li> </ul> </li> <li>教 職 員 給 与 課</li> <li>幼 保 推 進 課</li> <li>義 務 教 育 課</li> <li>高 校 教 育 課               <ul style="list-style-type: none"> <li>全国高等学校総合文化祭推進室</li> </ul> </li> <li>特 別 支 援 教 育 課</li> <li>生 涯 学 習 課               <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護室</li> </ul> </li> <li>保 健 体 育 課</li> <li>福 利 課</li> </ul>	<p>教 育 庁 (8課3室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総 務 課               <ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備室</li> </ul> </li> <li>教 職 員 給 与 課</li> <li>義 務 教 育 課</li> <li>高 校 教 育 課               <ul style="list-style-type: none"> <li>全国高等学校総合文化祭推進室</li> </ul> </li> <li>特 別 支 援 教 育 課</li> <li>生 涯 学 習 課               <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護室</li> </ul> </li> <li>保 健 体 育 課</li> <li>福 利 課</li> </ul> <p>※ 幼保推進課は知事部局に移管。あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課とともに、人口戦略部こども支援課及び男女共同参画推進課の2課に再編される。</p>

※ 白抜き文字は新設、改称又は廃止組織。

昭和二十二年法律第六十七号

## 地方自治法

### 第二編 普通地方公共団体

#### 第七章 執行機関

##### 第三節 委員会及び委員

###### 第一款 通則

**第百八十条の七** 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、[第二百二条の四第二項](#)に規定する地域自治区の事務所、[第二百五十二条の十九第一項](#)に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

令和8年

第5回教育委員会会議

議案第17号

秋田県教育委員会

議案第十七号

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年秋田県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用十八号。次条において「条例」という。）の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の利用に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例別表 の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第二条</p>	<p>秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年秋田県条例第六十八号。以下 「条例」という。）の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の利用及び同条第九項に規定する特定個人情報の提供に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例別表第一の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第一の五の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>2 条例別表第一の六の項の教育委員会規則で定める事務は、同項</p>

2 | 条例別表 の四の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

2 | 条例別表 の五の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の就学のための援助に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

3 | 条例別表第一の七の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は当該支援金に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。

4 | 条例別表第一の八の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

5 | 条例別表第一の九の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の就学のための援助に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第三の教育委員会規則で定める情報)

第三条 条例別表第三の教育委員会規則で定める情報は、次のとおりとする。

- 一 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)第二条の経費の支弁に関する情報
- 二 要保護者等に係る学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十四条の援助の実施に関する情報

## 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理由

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和八年秋田県条例第十五号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案要綱

## 1 改正理由

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和8年秋田県条例第15号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 題名を「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する規則」に改めることとする。（題名関係）
- (2) 引用している「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の題名を改めることとする。（第一条関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。（第二条、第三条関係）

## 3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。

「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」について（議案第17号）

高 校 教 育 課

## 1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）の施行に伴い一部改正された秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

## 2 改正内容

準法定事務と重複する独自利用事務を廃止する。

### <参考>

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行による独自利用事務

【改正前】	【改正後】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害者扶養共済制度の掛金の減免に関する事務</li> <li>・私立高校の入学料及び授業料の軽減に関する事務</li> <li>・特別支援学校等の就学支援に関する事務</li> <li>・県立中学校の就学援助に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害者扶養共済制度の掛金の減免に関する事務</li> <li>・私立高校の入学料及び授業料の軽減に関する事務</li> <li>・特別支援学校等の就学支援に関する事務</li> <li>・県立中学校の就学援助に関する事務</li> <li>・被災者生活再建支援金支給事務</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の生活保護に関する事務（④）</li> <li>・肝炎の治療又は検査に要する費用の助成に関する事務</li> <li>・高等学校等及び専攻科の奨学給付金の支給に関する事務（①）</li> <li>・高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務（②）</li> <li>・高等学校専攻科の授業料に係る支援金の支給に関する事務（③）</li> </ul>	<p>（準法定事務と重複する事務のため廃止）</p>

※①②③（規則第二条関係）、④（規則第三条関係）

令和8年

第5回教育委員会会議

議案第18号

秋田県教育委員会

## 議案第18号

### 秋田県指定文化財の指定等について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第26条第1項の規定により、次の無形の民俗文化財を秋田県指定無形民俗文化財に指定する。

名 称	所在地	保護団体
役内番楽	湯沢市秋ノ宮字内城	役内番楽保存会

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定史跡に指定する。

名 称	所在地	所有者
山王森方角石	にかほ市三森字浜田211の内、259-1の内	個人、にかほ市平沢財産区

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定天然記念物に指定する。

名 称	所在地	所有者
鵜ノ崎のクジラ化石を含むコンクリーション群及び産地	男鹿市船川港台島鵜ノ崎地先	国（国土交通省）

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

名 称	所 在 地	保護団体
鳥海山日立舞	にかほ市象潟町横岡	横岡番楽保存会

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

名 称	所 在 地	保護団体
冬師番楽	にかほ市冬師	冬師番楽保存会

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

名 称	所 在 地	保護団体
坂ノ下番楽	由利本荘市矢島町坂ノ下字大石原	坂ノ下番楽保存会

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

名 称	所 在 地	保護団体
屋敷番楽	由利本荘市西沢字下屋敷	屋敷番楽保存会

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次

の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

名 称	所 在 地	保護団体
伊勢居地番楽	にかほ市伊勢居地	伊勢居地番楽保存会

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

名 称	所 在 地	保護団体
釜ヶ台番楽	にかほ市釜ヶ台	釜ヶ台番楽保存会

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

名 称	所 在 地	保護団体
鳥海山小滝番楽	にかほ市象潟町小滝	小滝舞楽保存会

令和8年3月23日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

第104回秋田県文化財保護審議会において、「役内番楽」「山王森方角石」「鶉ノ崎のクジラ化石を含むコンクリーション群及び産地」の計3件を秋田県指定文化財に指定することが適当であることの答申があった。また、条例の規定により「鳥海山日立舞」「冬師番楽」「伊勢居地番楽」「坂ノ下番楽」「屋敷番楽」「釜ヶ台番楽」「鳥海山小滝番楽」の計7件の指定が解除となる。

この指定及び解除については、秋田県教育委員会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

## やくないばんがく 役内番楽

- 1 種 別 無形民俗文化財
- 2 名 称 役内番楽
- 3 所 在 地 湯沢市秋ノ宮字内城
- 4 保 護 団 体 役内番楽保存会
- 5 説 明

本芸能は、山形県との県境に位置する<sup>かむろさん</sup>神室山を信仰の対象とした<sup>しゅげんじゃ</sup>修験者が伝えたとされる<sup>やまがしかぐら</sup>山伏神楽である。伝承されている東北地方各地で名称は異なり、秋田県内と山形県北部では番楽と呼ばれている。決まった場所で神霊の来臨を仰ぎ、災厄祓いや豊年満作を祈願するもので、娯楽性がある演目も含まれる。本芸能の起源は定かではないが、伝わっている面の一つに「明治<sup>にじゅう</sup>廿五年」、紺地の幕に「明治廿七年」の年号がそれぞれ確認できる。

番楽は旧暦6月末の幕開きで活動を始め、八朔（旧暦8月1日）に奉納、旧暦9月29日の刈り上げの節句に幕納めで活動を終える。昭和25年（1950）頃からは新暦9月1日前後に奉納されるようになった。奉納の場は、かつては番楽宿と呼ばれる家の前であったが、大正時代末期からは集落内にある集会所（現 役内会館）となっている。また、新暦11月初旬には「オシシ」と呼ばれ尊崇されている獅子頭を用いた厄除けで集落内を回り、獅子納めと称するようになった。

演舞の際は、太鼓、笛、<sup>かね</sup>鉦の<sup>はやし</sup>囃子のもと、舞台後方の幕から舞手が登場し、<sup>いいだて</sup>言立や唄掛けと呼ばれる唄や台詞を伴う。舞は8演目が伝承されており、儀式的な舞や古事を題材とした物語性のある舞など多様である。最初に露払いとして「先舞」が2人で演じられる。次に、「獅子舞」「鳥舞」「地鎮舞」「武士舞」「爺っこ舞」「千人切り」「<sup>かねまき</sup>鐘巻」から数演目を舞う。必ず演舞する「獅子舞」は、獅子招きと呼ばれる刀を用いた舞で獅子を呼び、二人立ちとなって獅子を回す。次に、もう1人が加わり胴幕を2人が持って大きく広げ、獅子が激しく歯打ちを繰り返す。最後に布を幾度も噛んで悪魔祓いを行う。「獅子舞」は演舞全体の最後に演じられることが多く、その際は参列者のお祓いも行う。獅子舞と他の演目が一体化して成立している鳥海山麓周辺の番楽と同様、獅子舞が演目に含まれ特に重視されており、その形態が近似する部分も見られる。

本芸能は、神室山への信仰を背景として伝承されている民俗芸能である。鳥海山麓を中心とした、獅子舞を伴い、かつ特別視する番楽の広がりを示す事例としても重要である。

### 参考

湯沢市指定無形民俗文化財 「役内番楽」 平成12年（2000）10月26日指定

### 参考文献

秋田県教育委員会 『秋田県の民俗芸能』 秋田県文化財調査報告書第134集 51-53頁 昭和60年（1985）3月

秋田県教育委員会 『秋田県の民俗芸能』 秋田県文化財調査報告書第227集 269-273頁 平成5年（1993）3月



さんのうもりほうかくいし  
山王森方角石

- 1 種 別 史跡
- 2 名 称 山王森方角石
- 3 面積及び法量 2,340㎡  
長さ69cm 幅61cm 高さ6cm
- 4 所 在 地 にかほ市三森字浜田211の内  
259-1の内
- 5 所 有 者 個人、にかほ市平沢財産区
- 6 説 明

山王森は現平沢漁港三森分港から南西に250m地点に位置する日和山<sup>ひよりやま</sup>で、標高12m前後を測る。方角石は山頂部西側に据えられている。

方角石は、江戸時代後期を中心に全国の沿岸部で使用された、十二支や方位が刻まれた石である。当時は帆船が船運の主流であり、出航に際し方角と天候を見るという目的から、方角石は港にほど近い港内と港外を見渡せる小高い丘の上に置かれた。こうした丘は日和山などと呼ばれ、方角石と併せて全国各地の主要な港の近くに分布したが、蒸気船への移行にともない、日和山の荒廃と方角石の散逸が進んだ。

現在、所在が確認されている方角石は全国で41基あるが、移設されたものが多い。設置当時と同じ日和山の上に残る方角石は15基のみで、このうち秋田県内には能代市の日和山方角石、にかほ市の丁刃森方角石、沖の島方角石、蛸満寺方角石、山王森方角石の5基が所在する。

本方角石は、三角形の安山岩製で、上面には三重の円の中に東西南北の文字や区画線で区切られた十二支と菱形の磁針が刻まれている。

日和山に残る方角石は全国的に数が少なく、その形状や刻まれた内容、設置場所の立地など江戸時代後期の船運文化を考察するうえで貴重である。

指定対象とする範囲は、墓地や方角石へ至る階段などを除外した山王森全体とする。

#### 参考文献

南波松太郎 『ものと人間の文化史60 日和山』 法政大学出版局 昭和63年(1988)11月



山王森全景



方角石上面



位置図



指定範囲図



方角石拓影

# 鵜ノ崎<sup>う さき</sup>のクジラ化石<sup>か せき ふく</sup>を含むコンクリーション群<sup>ぐんおよ</sup>及び産地<sup>さんち</sup>

- 1 種 別 天然記念物（地質鉱物）
- 2 名 称 鵜ノ崎のクジラ化石を含むコンクリーション群及び産地
- 3 所 在 地 男鹿市船川港台島鵜ノ崎地先
- 4 面 積 71,330 m<sup>2</sup>
- 5 所 有 者 国（国土交通省）
- 6 管 理 者 秋田県
- 7 説 明

本コンクリーション群及び産地は男鹿半島南岸の鵜ノ崎付近に位置する。沖に広がる波食台には約 1200 万年前の地層が露出しており、地層に含まれるコンクリーションが侵食を免れて波食台上に産出されている。100 個以上が散在しており、地元では小豆岩と呼ばれている。

コンクリーションとは地層中にできる非常に硬い球状の岩の塊である。多くのものは、海底に埋もれた生物遺骸から拡散した重炭酸イオンが海水中のカルシウムイオンなどと結びついて生成される炭酸塩を主成分とする。生成された炭酸塩が遺骸を囲むように固まり、重炭酸イオンの拡散が終わるまでの間、球状あるいは楕円状に成長する。メートル級のものでも数か月から数年という短期間で急速に形成されたと推定され、生物遺骸を保存状態の良い化石として内包していることが多い。

波食台上のコンクリーションは長径 1 m から 3 m のものが多く、最大のものは 9 m に達する。また約 3 分の 1 にはクジラの化石が確認されており、大型の骨の化石を含むものがある。このことから約 1200 万年前に複数のクジラの骨が混濁流によって鵜ノ崎付近の海底に埋没した後、その骨を核としてコンクリーションが形成され、周囲に集まった生物の遺骸等有機物も取り込んで巨大化していったと考えられている。

メートル級の巨大なコンクリーションが多数産出される場所は国内では他に例がなく、クジラの化石を内包するコンクリーションは希少である。今後の研究によってさらに形成過程が明らかになる可能性が高く、学術上貴重である。

指定対象は、別紙図面の範囲内のすべてのコンクリーションである。

## 参考文献

隅隆成、西本昌司、村宮悠介、吉田英一 「男鹿半島鵜ノ崎海岸の中新統西黒沢層・女川層中に見られる巨大鯨骨ドロマイトコンクリーション群の形成条件」 『地質学雑誌』第 129 巻 第 1 号 令和 5 年(2023)

渡部晟、澤木博之、渡部均 「秋田県男鹿半島鵜ノ崎の中・上部中新統（西黒沢層・女川層）に含まれる炭酸塩コンクリーション中の脊椎動物化石の産状」 『秋田県立博物館研究報告』第 42 号 平成 29 年(2017) 3 月

渡部晟、長澤一雄、渡部均 「男鹿半島鵜ノ崎における中新統産炭酸塩コンクリーションに含まれる鯨骨化石およびコンクリーションの炭素源と形成過程」 『秋田県立博物館研究報告』第 49 号 令和



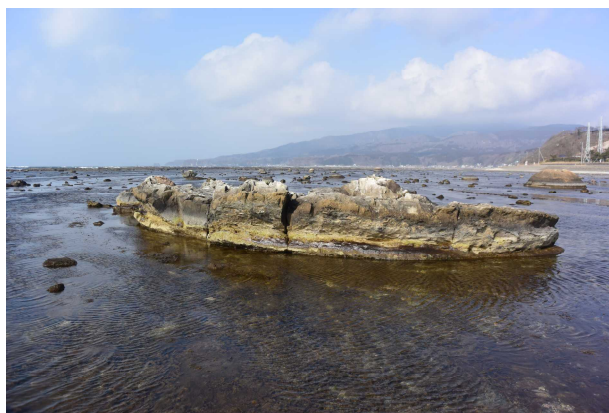
南から指定地全景（男鹿市提供）



球状のコンクリーション



楕円状のコンクリーション



最大のもの（上部は浸食）



コンクリーション内部の化石（スケールは30cm）（男鹿市提供）



100m

指定地及び面積は1～5の平面直角座標(第10系,m)を結んだ範囲

座標	X座標	Y座標
座標 1	-15,262.70	-87,557.00
座標 2	-15,309.50	-87,426.80
座標 3	-15,341.00	-87,271.70
座標 4	-15,557.40	-87,271.70
座標 5	-15,557.40	-87,557.00

ちようかいさんほくろくししまいばんがく  
鳥海山北麓獅子舞番楽

- 1 種 別 重要無形民俗文化財
- 2 名 称 鳥海山北麓獅子舞番楽
- 3 所 在 地 由利本荘市、にかほ市
- 4 保 護 団 体 鳥海山北麓獅子舞番楽由利本荘市保存協議会  
(屋敷番楽保存会、坂之下番楽、濁川獅子舞保存会)  
鳥海山北麓獅子舞番楽にかほ市保存協議会  
(伊勢居地番楽保存会、釜ヶ台番楽保存会、冬師番楽保存会、  
鳥海山小滝舞楽保存会、横岡番楽保存会)

5 説 明

本芸能は、鳥海山の信仰を背景に伝承されてきた、獅子舞を重要視した神楽である。獅子舞は他の演目に先立って必ず演じられ、また、盆の時期や新築の際にも舞われる。東北地方の神楽の変遷の過程を考える上で貴重であり、地域的特色も示して重要であるとして、8件の神楽が一括して国の重要無形民俗文化財に指定される見込みである。

令和8年3月24日に予定されている文部科学省告示により、重要無形民俗文化財に指定されると、秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、同日付で秋田県指定無形民俗文化財7件の指定が解除となる。

参考

秋田県文化財保護条例第二十七条

第五項

「県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。」

第七項

「教育委員会は、第五項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、その旨を告示しなければならない。」

文化財保護法第七十八条

第一項

「文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。」

第三項

「第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定は、その旨を官報に告示してする。」

令和8年

第5回教育委員会会議

報告事項

秋田県地域学校協働本部設置要綱等の制定について

秋田県教育委員会

## 秋田県地域学校協働本部設置要綱等の制定について

生涯学習課

### 1 制定理由

地域と学校が一体となった連携・協働の体制を構築し、「学校を核とした地域づくり」を推進するため、秋田県地域学校協働本部を設置する。併せて、令和10年度までの全県立学校へのコミュニティ・スクール導入を見据え、県立学校の支援体制を一層強化するため、地域学校協働活動推進員を委嘱する。

### 2 制定内容

#### (1) 秋田県地域学校協働本部設置要綱

地域と学校が連携・協働し、子どもたちの豊かな成長を支えるためのネットワークを構築するために必要な事項を定めることとする。

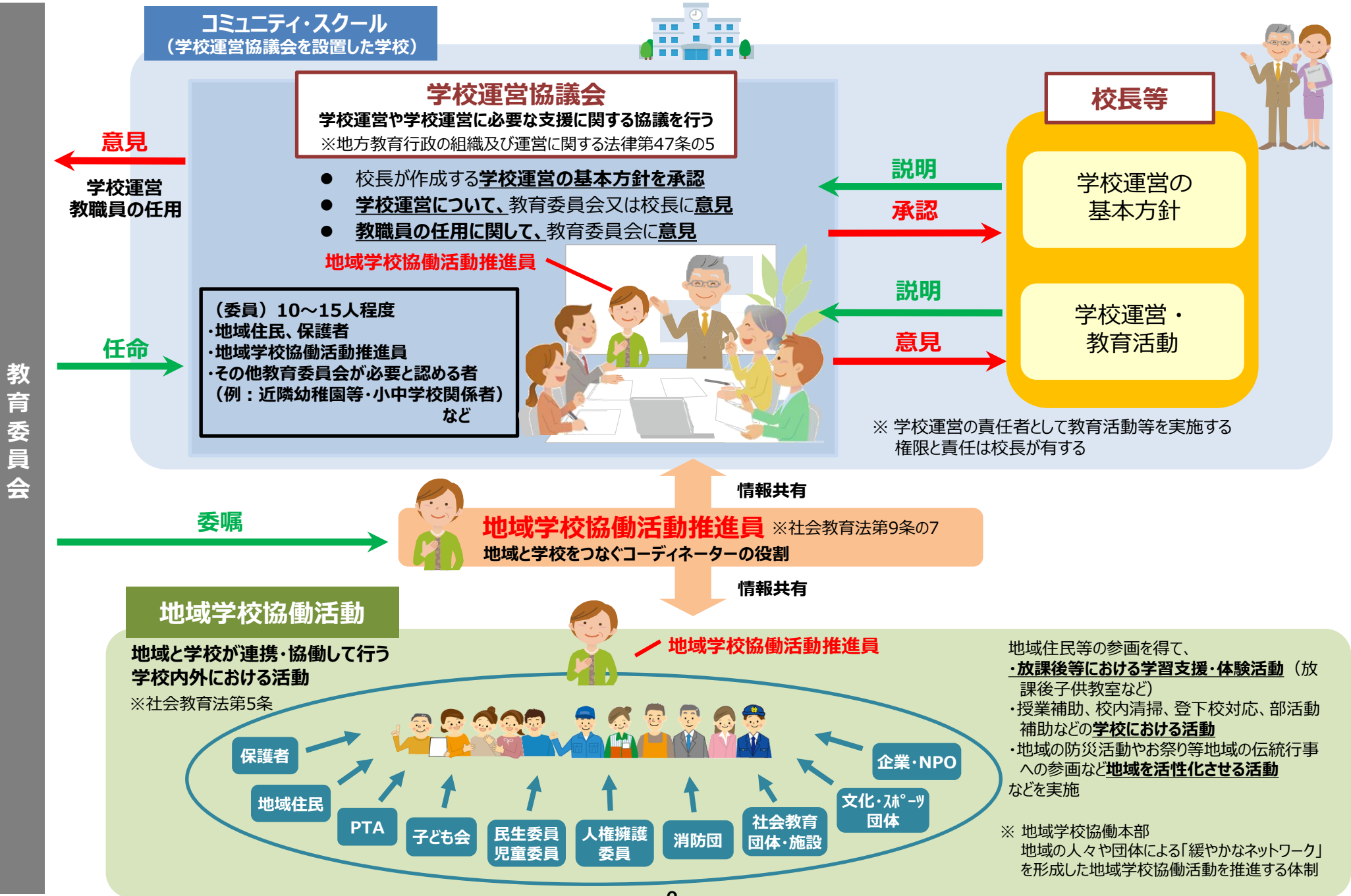
#### (2) 秋田県立学校地域学校協働活動推進員設置要綱

地域と学校の円滑な連絡調整及び情報共有を図るとともに、活動の企画・立案等を通じて、持続可能な地域学校協働活動の体制を構築するために必要な事項を定めることとする。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



## 秋田県地域学校協働本部設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を推進するため設置する秋田県地域学校協働本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本部は、県立学校における協働活動を推進するため、学校、家庭及び地域住民等の連携を深め、地域全体で生徒の成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を推進することを目的とする。

### (組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 秋田県立学校地域学校協働活動推進員（以下「県立学校推進員」という。）
- (2) 学校関係者（校長、教頭、地域連携担当教職員 等）
- (3) P T A関係者
- (4) 地域住民、企業、ボランティア団体等の代表者
- (5) その他、教育委員会が必要と認める者

### (活動内容)

第4条 本部は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 活動対象校又はテーマに沿った教育活動支援
- (2) 活動対象校又は地域における生徒の居場所づくり支援
- (3) 地域、企業、ボランティア団体等が実施する行事等への生徒の参画支援
- (4) 関係者間（学校、家庭、地域、行政等）の連絡調整
- (5) その他、本部の目的達成に必要な活動

### (推進員)

第5条 教育委員会は、県立学校推進員を委嘱することができる。

2 県立学校推進員に関し必要な事項は、別途定める。

### (守秘義務)

第6条 本部の構成員は、活動を通じて知り得た生徒及び関係者の個人情報や秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第7条 本部に関する庶務は、生涯学習課において処理する。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 秋田県立学校地域学校協働活動推進員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項及び秋田県地域学校協働本部設置要綱第5条に基づき、秋田県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する秋田県立学校地域学校協働活動推進員（以下「県立学校推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 県立学校推進員は、法第6条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と県立学校（以下「学校」という。）との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

### (定数)

第3条 県立学校推進員の定数は、地域及び各学校の実情等を考慮のうえ、教育委員会が予算の範囲内で年度毎に定める。

2 県立学校推進員の活動対象となる学校又はテーマは、当該年度の推進員の定数に応じて、教育委員会が決定する。ただし、同一の県立学校推進員が複数の学校又はテーマを担当することを妨げない。

### (資格及び委嘱)

第4条 県立学校推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者とし、様式1により当該学校長の推薦を受け、様式2により教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

### (委嘱期間及び委嘱の解除)

第5条 県立学校推進員の委嘱期間は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された県立学校推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、県立学校推進員及び次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 県立学校推進員から解嘱の申し出があった場合
- (2) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (3) 第7条の規定に違反するなど、服務上ふさわしくない行為を行った場合
- (4) その他解嘱に相当する事由が認められる場合

### (活動内容)

第6条 県立学校推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域及び活動対象校の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域及び活動対象校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 活動対象校における学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他県立学校推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(服務)

第7条 県立学校推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及び本要綱に従い職務を遂行すること。
- (2) その職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(守秘義務)

第8条 教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。  
また、委嘱期間終了後も同様とする。

(事務局)

第9条 県立学校推進員に係る庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、県立学校推進員に関して必要な事項は、別途定める。

附 則(施行期日) この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

令和 年度 秋田県立学校地域学校協働活動推進員 推薦書

令和 年 月 日

秋田県教育委員会教育長 様

秋田県立 学校  
校長名

次の者を、令和 年度秋田県立学校地域学校協働活動推進員として推薦します。

フリガナ	
氏 名	
生年月日	( 昭和 ・ 平成 ・ 令和 ) 年 月 日
連絡先	住所 〒 TEL メール 勤務先・役職
推薦理由	

(注) 委嘱状の作成のため、氏名の標記等に間違いがないようにお願いします。

(様式2)

# 委 嘱 状

〇〇 〇〇 様

秋田県立学校地域学校協働活動推進員を  
委嘱します。

(活動対象校：秋田県立●●●●学校)

任期は、令和◆年◆月◆日から

令和◆年◆月◆日まで

とします。

令和 年 月 日

秋田県教育委員会

(様式2)

# 委 嘱 状

〇〇 〇〇 様

秋田県立学校地域学校協働活動推進員を  
委嘱します。

(活動テーマ：□□□□□□□□□□□□)

任期は、令和◆年◆月◆日から  
令和◆年◆月◆日まで

とします。

令和 年 月 日

秋田県教育委員会

## 秋田県立学校地域学校協働活動推進員の活動等に関する内規

### 1 趣旨

この要領は、秋田県立学校地域学校協働活動推進員設置要綱第10条の規定に基づき、秋田県立学校地域学校協働活動推進員（以下「県立学校推進員」という。）の活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 活動時間等

県立学校推進員の活動時間等は次のとおりとする。

- ① 活動対象となる県立学校（以下「学校」という。）は、当該学校と秋田県教育庁生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）が協議し、教育長が決定する。
- ② 活動時間は年間600時間を上限とし、1週間につき20時間を超えず、1日につき6時間を超えない範囲とする。ただし、上限の範囲内で活動対象校の校長が必要と認めた場合はこの限りでない。
- ③ 活動場所までの移動時間は活動時間に含まない。ただし、活動中の移動時間を除く。

### 3 活動実績

県立学校推進員の活動実績は、活動対象校が1か月単位で取りまとめ、翌月7日までに活動状況報告書を生涯学習課に提出する。

### 4 謝金

- (1) 県立学校推進員の謝金は、業務に従事した時間数に応じて1か月単位で取りまとめ、翌月の21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支払うこととする。この場合、当該月の合算した活動時間数に30分以上の端数が生じたときは、これを1時間とみなして支給する。
- (2) 県立学校推進員の謝金は、1時間につき1,500円とする。

### 5 費用弁償

- (1) 県立学校推進員の旅費は、職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例により計算した額とする。
- (2) 県立学校推進員の旅費は、1か月単位で取りまとめ、翌月の21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支払うこととする。

### 6 解嘱手続

委嘱期間の途中で県立学校推進員の委嘱を解く場合は、解嘱通知書（様式3）を交付して行うものとする。

### 附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(様式3)

秋田県立学校地域学校協働活動推進員 解嘱通知書

教生————

令和 年 月 日

様

秋田県教育委員会教育長

秋田県立学校地域学校協働活動推進員の解嘱について（通知）

拝啓

●●の候、●●様におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、本県の学校・家庭・地域をつなぐ地域学校協働活動の推進に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、秋田県立学校地域学校協働活動推進員設置要綱第12条の規定に基づき、下記の通り解嘱しましたので通知します。

●●様には、在任期間中、地域の子どもたちの豊かな学びと成長を支えるため、多大なる御貢献をいただきました。これまでの御厚情に深く感謝申し上げますとともに、今後のますますの御健勝と御多幸を心よりお祈り申し上げます。

敬具

1. 職 名 秋田県立学校地域学校協働活動推進員

2. 解嘱年月日 令和 年 月 日

3. 解嘱の理由 例：任期満了のため

(※自己都合の場合は「一身上の都合による辞任のため」など)

<担当>